

医学物理士認定制度規程

新旧対照表

新	旧
最終改正： <u>2024年7月10日</u>	最終改正： <u>2024年5月18日</u>
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（医学物理士籍）</p> <p>第3条 機構は医学物理士籍を備え、医学物理士の認定に関する事項を登録する。</p> <p>2 医学物理士は、前項の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、医学物理士籍の訂正を申請しなければならない。</p> <p>3 前項の申請をするには、申請書に申請の事由を証する書類を添え、これを機構に提出しなければならない。</p> <p><u>4 機構は認定が取消されたものに対して、医学物理士籍登録の抹消を行う。</u></p> <p><u>5 医学物理士が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、医学物理士籍登録の抹消を申請しなければならない。</u></p> <p>第4条～第8条（略）</p> <p>（受験資格）</p> <p>第9条 日本医学物理学会の会員（正会員、学生会員）で、次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。</p> <p>(1) 機構認定の医学物理教育コースに<u>原則として</u>1年以上在籍または修了した者</p> <p>(2) 理工学系修士以上の学位を有し（取得見込みを含む）、医学物理士認定制度施行細則（以下、「細則」という）に定める業績評価点5単位以上を有する者</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（医学物理士籍）</p> <p>第3条 機構は医学物理士籍を備え、医学物理士の認定に関する事項を登録する。</p> <p>2 医学物理士は、前項の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、医学物理士籍の訂正を申請しなければならない。</p> <p>3 前項の申請をするには、申請書に申請の事由を証する書類を添え、これを機構に提出しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第4条～第8条（略）</p> <p>（受験資格）</p> <p>第9条 日本医学物理学会の会員（正会員、学生会員）で、次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。</p> <p>(1) 機構認定の医学物理教育コースに_____1年以上在籍または修了した者</p> <p>(2) 理工学系修士以上の学位を有し（取得見込みを含む）、医学物理士認定制度施行細則（以下、「細則」という）に定める業績評価点5単位以上を有する者</p>

<p>(3) 放射線技術系修士以上の学位を有し(取得見込みを含む)、細則に定める業績評価点5単位以上を有する者</p> <p>(4) 医学系研究科に設置された医学物理に関する課程の修士以上の学位を有し(取得見込みを含む)、細則に定める業績評価点5単位以上を有する者</p> <p>(5) 学歴によらず医学物理の発展に寄与したと特に認められる者</p> <p>2 特例措置として前項に加え、令和6年度までは次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。</p> <p>(1) 平成24年度までに理工学系学士の学位を取得し、医学における経験年数3年以上の者</p> <p>(2) 平成24年度までに放射線技術系学士の学位を取得し、医学における経験年数2年以上の者</p> <p>(3) 平成22年度までに診療放射線技師免許を取得し、医学における経験年数5年以上の者</p> <p>(4) 平成22年度までに、医師または歯科医師以外で医学または歯学博士の学位を取得し、医学における経験年数1年以上の者</p> <p>(新規認定)</p> <p>第12条 試験合格後5年以内で、日本医学物理学会または日本医学放射線学会の正会員で、細則に定める業績評価点を有し、かつ次の各号のいずれかを満たす者を医学物理士として認定する。</p> <p>(4) 特例措置として前項に加え、令和6年度までは次のいずれかを満たす者</p> <p>1. 平成24年度までに理工農薬学士の学位を取得し、医学における経験年数5年以上の者</p>	<p>(3) 放射線技術系修士以上の学位を有し(取得見込みを含む)、細則に定める業績評価点5単位以上を有する者</p> <p>(4) 医学系研究科に設置された医学物理に関する課程の修士以上の学位を有し(取得見込みを含む)、細則に定める業績評価点5単位以上を有する者</p> <p>(5) 学歴によらず医学物理の発展に寄与したと特に認められる者</p> <p>2 特例措置として前項に加え、_____次の各号のいずれかを満たす者に受験資格を与える。</p> <p>(1) 平成24年度までに理工学系学士の学位を取得し、医学における経験年数3年以上の者</p> <p>(2) 平成24年度までに放射線技術系学士の学位を取得し、医学における経験年数2年以上の者</p> <p>(3) 平成22年度までに診療放射線技師免許を取得し、医学における経験年数5年以上の者</p> <p>(4) 平成22年度までに、医師または歯科医師以外で医学または歯学博士の学位を取得し、医学における経験年数1年以上の者</p> <p>(新規認定)</p> <p>第12条 試験合格後5年以内で、日本医学物理学会または日本医学放射線学会の正会員で、細則に定める業績評価点を有し、かつ次の各号のいずれかを満たす者を医学物理士として認定する。</p> <p>(4) 特例措置として前項に加え、_____次のいずれかを満たす者</p> <p>1. 平成24年度までに理工農薬学士の学位を取得し、医学における経験年数5年以上の者</p>
---	---

2. 平成 24 年度までに放射線技術系学士の学位を取得し、医学における経験年数 4 年以上の者

3. 平成 22 年度までに診療放射線技師免許を取得し、医学における経験年数 7 年以上の者

4. 平成 22 年度までに、医師または歯科医師以外で医学または歯学博士の学位を取得し、医学における経験年数 3 年以上の者

附 則

(施行期日)

第12条 この規程は 2024年7月10日から施行する。

2. 平成 24 年度までに放射線技術系学士の学位を取得し、医学における経験年数 4 年以上の者

3. 平成 22 年度までに診療放射線技師免許を取得し、医学における経験年数 7 年以上の者

4. 平成 22 年度までに、医師または歯科医師以外で医学または歯学博士の学位を取得し、医学における経験年数 3 年以上の者

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は 2024年5月18日から施行する。